

会 議 録

会議の名称	令和3年度第3回東村山市緑化審議会				
開催日時	令和4年1月26日(水)～2月14日(月) ※意見受付期間				
開催場所	書面開催				
出席者 及び欠席者	<p>●意見提出者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・内海豊職務代理・山口みよ委員・小町明夫委員・渡辺英子委員・かみまち弓子委員・鈴木八百造委員・小山定昭委員・小嶋博司委員・久野稔晃委員・清水淳委員・佐藤留美委員・山上勉委員</p> <p>●未提出者：なし</p>				
傍聴の可否	不可	傍聴不可 の場合は その理由	書面開催としたため	傍聴者 数	/
議 題	<p>1 緑地保護区域の適正管理について</p> <p>2 みどりの基本計画の進捗管理の方法について</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 高橋、石原、阿部</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、書面での開催となった。</p> <p>各委員に議題に関する資料を送付し、令和4年1月26日(水)～2月14日(月)の間に書面にて意見を収集した。</p> <p>それぞれの議題についての委員からの意見及び審議結果は以下のとおり。</p> <p>1. 緑地保護区域の適正管理について</p> <p>【事務局提案(趣旨)】</p>					

緑地保護区域の管理状況が適正か否かの審査は、平成31年4月1日に改定された、緑地保護区域の固定資産税・都市計画税の課税に関する内規に基づいて実施している。具体的には、実地調査と所有者へのヒアリングを踏まえ、所有者の管理実態を総合的に判断し、緑地保護区域の管理状況が適正か否かの事務局案を作成する。作成した事務局案を緑化審議会に諮り、審議会の意見を聴いたうえで最終的に市として、緑地ごとの管理状況を決定している。今年度の審査については、「全件、適正管理」としたい。

【委員意見（個人の特定につながる恐れのある内容は割愛）】

- ・実地調査おつかれさまです。管理状況が改善された緑地があったことは評価します。しかしながら樹木は毎年必ず伸びる訳で今後の管理に少なからず心配があるのも事実。引き続き市内全体の実地調査よろしくお願い致します。
- ・市民がいこえる緑地・公園の地域別の被覆率と人口密度から、必要な地域での公有化も施策にとりいれてほしい。
- ・① 前回不適正管理だった緑地が、今回境界面の樹林密度もやや薄くなり、越境状態にも一部改善が見られたとのことは喜ばしいことであると考えます。今後もさらなる丁寧な話し合い等を望みます。② 今回書面開催となったが、緑地保護区域審査結果内容および写真について、期間を定め委員が窓口で閲覧できるようにする、もしくはオンライン開催などを検討してほしい。次回への改善策として検討願います。
- ・緑地保護区域の固定資産税が全額減免になっていること初めて知りました。大変参考になりました。
- ・事務局案に同意。ただし、緑地ごとに状況や求められる管理手法も違うと思われることから、機会があれば是非現地視察をしたいと思います。
- ・事務局案に同意。①10%課税が目的ではないし、僅かでも改善が見えれば課税しないことが肝要。②地権者と顔が見える関係性を評価。今後も維持して下さい。
- ・緑地保護区域の管理状態を直接確認出来れば多くの意見も出て来るかと思いますが、本来の業務の参考のために、管理状態が改善されるとされる緑地の現地を確認いたしました。概ね事務局の示す基準に合致した内容が実現できているとは思いましたが、隣接地の奥に平家の住宅があり、その境界の樹木の枝は住宅にかかる程に伸びているようです。住宅形態が貸家と思われませんが、この辺りは配慮されたのでしょうか？また仮に、住宅の持ち主と緑地保護区域の地主が同じ場合、判断はどのようになるのでしょうか？つぎに区域内の通路に、「危険」と印刷された黄色の警戒テープが生垣に張られています。柵が危険であれば危険要因が取り除かれなければいけないはずですし、敷地侵入を

防ぐ意味では侵入されないように生垣を手入れすべきです。通路が一般の方も通れるのであれば、警告テープは望ましくは無いと思われます。

細かい事ですが、全ての緑地保護区域の状態を適正に近く維持するには、良好と判断された場合でも細かな点を指摘して「次回までには改善工夫をお願いします」のような指導が望ましいと思います。

- ・「適正管理」の判定に関する事務局案について、意見はありません。昨年末に多摩湖町1丁目の土地がトトロの森56号地としてトトロのふるさと基金が取得しましたが、隣接する土地9208㎡については、同基金と東村山市とが相談しながらその保全策を検討していく方向と聞いています。具体的にはどのような方向で保全を図っていこうとしているのかご教示いただけますと幸いです。
- ・事務局案に同意。地権者や環境の変化により、適正管理が難しくなることが予想される、または適正管理されなくなった場合など、適正管理の継続のために必要な方策を、緑化審議会でも検討できればと思います。地権者のご意見や課題等を伺いながら、上記のような状況になる前にサポートできる方策も合わせて検討できればと思います。
- ・下草刈り、樹林密度、フェンスの有無について評価基準は明確だが、果たして画一的な適正管理の基準と言えるか再度考えないといけない。例えば、下草刈りを緑地全体・膝丈以下で行っていることを「良」としているが、斜面地で土を留めおきたい場合などは下草を少し高く残すこともある。また、広い緑地などは費用負担を抑える目的で林縁部のみ草刈りをし、緑地中央部は手を付けず自然の遷移に任せるといった管理手法もあるため、緑地全体の下草刈りを是が非でも求めるものでも無くなってきていると考える。最近ではナラ枯れの被害が拡大し、大径木を残すことが緑地保全として理想的とも言い難い状況になっているため、樹林密度の薄い高木のみ残した管理を「適正」とするかについても議論が必要である。また、樹木の更新をどのように考えるかについても管理の有無を図る基準となりうる。このように、緑地の管理が「適正か」どうかについての判断は、緑地ごとに様々な事情を勘案し、それぞれの緑地の「望ましい姿」を所有者とともに設定し、幅を持った判定ができるようにするべきと考える。今後事務局と協議したい。
- ・令和3年度の審査結果に対しては意見はありません。只、今後の問題として一点申し上げます。以前、緑化審議会でお話したのですが、減免の審査基準の「投棄ゴミ」については公道に面する部分が多い程被害を受け易く、所有者が当該地近隣に居住しているかどうかで処理能力に差異が生じます。このままの審査判定基準でいいか一考を願いたいと思います。

【審議結果】

事務局案に同意

2. みどりの基本計画の進捗管理の方法について

【事務局提案（趣旨）】

令和3年3月に策定した東村山市みどりの基本計画2021では、計画の着実な実行のために、毎年度目標指標の達成状況や各施策に基づく事業の実施状況を点検・評価することとしています。令和3年度の点検・評価の報告方法や、今後のスケジュール、報告様式について事務局が作成した案を進めたい。

【委員意見】

- ・樹林地保全について、小さな樹林であっても、重要な役割を担っている樹林地は、公有地化することを計画し、義務付けてほしい。例：①多摩湖町2丁目24の緑地は多摩湖緑地と狭山公園の間にある緑地として残す価値は高い。②秋津3丁目28の緑地は柳瀬川の氾濫時、遊水池の役割が大きい。
- ・前年度の点検評価の結果を次年度予算に反映できるメリットがあるため、例年10月開催の第1回緑化審議会を7、8月ごろ開催したいと記載されている。改選時期を境にメンバー入れ替えがあるため、第2回開催時に、新委員にこれまでの流れを丁寧に説明が必要であると考えます。
- ・原案で了解。現相続制度から緑地、生緑、農地の減少は避けられない。目標との大幅な乖離に留意を。（5年後の見直し時に修正する等、見直しを折り込んだことは大変良かった）淵の森等危険箇所、鉄道施設等越境枝は最優先で対応を。
- ・各事業の実施状況について、振り返りシートと目標指標管理シートを使って管理していくこと、市民との意見交換会などを経て報告案を作り上げていくこと、また年間のスケジュール感の方向性について異論はありません。一方、みどりの基本計画を実現していくためには、農地や学校のみどりの保全、公園を核とした市民協働事業の実施など、みどりと公園課やまちづくり部だけでは対応することができない課題があります。年1回の担当課からの進捗管理報告や市民との意見交換会などの実施に加え、例えば毎年特定のテーマを決めて市役所全体で施策を検討し、調整し、解決の突破口を見出していくような場の設定が必要ではないかと考えます。市民サイドから見れば、市が考える重点施策以外にも重要だと考える施策があることから、市民との意見交換会・報告会の開催にあたっては、「重点施策」以外の施策についても十分な議論ができ

るように配慮していただきたいと思います。たとえば、市民協働事業の推進やエリアマネジメントの実践が謳われている中では、振り返りシートの作成にあたって、維持管理等の協定を行っている団体の事業や市民協働事業（市の共催や後援事業）についても記載すべきと考えます。また公園の指定管理者が実施する自主事業も含め、指定管理者が実施する事業についても必要に応じて記載すべきと考えます。市民との意見交換会ですが、昨年度まで実施されてきた「みどりの未来ミーティング」での経験を踏まえれば、振り返りシートと目標管理シートの内容に絞って意見交換を行うことにより議論が拡散してしまうよりは、テーマを設定して意見交換を行うことにより解決の方向性を見出す方がいいのではないかと考えます。今後、公園の指定管理者の役割が大きくなる中では、市民との意見交換会・報告会などへの指定管理者の参加が必須と考えます。

- ・目標指標の達成度の点検の際に、単に数値の確認だけではなく、達成されたまたは達成されない理由についても議論し、よりよい方策を導き出せればと思います。

【審議結果】

事務局案の方向で進捗管理を行う。進捗管理にあたっては随時、今回の意見を踏まえ緑化審議会にて協議する。

以上